

確 約 書 (郡本・藤井・門前・市原地区地区計画)

(あて先) 市 原 市 長

住 所
申請者
氏 名 印

今般、市原市 番地 〇〇〇〇に建築物の建築等※1を行うに際し、建築基準法第42条第2項に該当する道路の中心線から2.0mの範囲のうち自己の所有する部分について工作物※2の設置をいたしません。

また、その後においても、(氏名) 〇〇〇〇〇〇〇〇の責任により維持・管理し、道路機能を確保することを確約いたします。

平成 〇〇 年 〇 月 〇 日

※1 建築物の建築等 都市計画法第58条の2第1項に定める土地の区画形質の変更、建築物の建築及び工作物の建設等。

※2 工作物 地区整備計画の建築物等に関する事項における「壁面後退した部分の工作物の設置の制限」として定める門、フェンス、塀、植栽（花壇等を含む）、自動販売機等。

地区整備計画の建築物等に関する事項	
壁面後退した部分の工作物の設置の制限	壁面の後退をする区域の内、建築基準法第42条第2項に該当する道路の中心線から2.0mまでの範囲では、門、フェンス、塀、植栽（花壇等を含む）、自動販売機等の工作物を設置してはならない。ただし、交通標識、電柱、防犯灯等公益上必要なものはこの限りではない。